

社会保険労務士 佐藤文子

B's 事務所便り

連絡先：〒466-0058
名古屋市昭和区白金3-20-24-308

電話：052-881-0404
FAX：052-881-0440
e-mail：info@b-z.jp



政権交代で再び動き出した 「派遣法改正」

◆抜本的な改正に向けて

労働者派遣法（以下、「派遣法」）の改正については、自民党政権時から様々な議論がなされてきました。

派遣法に基づく指針が改正され、「派遣切り」を行った企業に対して、残りの契約期間中の休業手当相当額の支払いを求める制度が創設されるなどしましたが、結局は労使の意見がまとまらず、抜本的な派遣法改正には至りませんでした。しかし、このたび民主党が政権を獲得したことにより、再び改正に向けた議論が始まりました。

◆民主党マニフェストの実現なるか

厚生労働省はこのほど、「労働政策審議会」（厚生労働大臣の諮問機関）の分科会を開催し、派遣法の改正に向けた政・労・使による議論をスタートさせました。

民主党・社民党・国民新党は、不安定な雇用をなくすことなどを目的として、「製造業派遣」「登録型派遣」「日雇い派遣」の原則禁止などを主張していますので、それらを実現しようという考えです。また、法律名を「労働者派遣法」から「派遣労働者保護法」に変更することも検討されています。

政府は、年内にも派遣法の改正案をまとめるとしていますが、経営側や派遣業界の

反発は必至であり、すんなりと改正が行われるかは微妙な状況といえるでしょう。

◆「間接雇用」から「直接雇用」への動き

雇用形態に関して、最近、派遣労働者などの「間接雇用」を正社員・パート社員・アルバイト社員などの「直接雇用」にシフトする企業が増加傾向にあるようです。

求人広告の企画・発行を行っている企業のアンケート調査（999社が回答）によれば、派遣労働者を雇用している企業（147社）のうち約45%が、「1年前に比べて派遣労働者が減った」と回答しており、約3分の1の企業が「今後さらに派遣社員の比率を下げる予定」と回答しています。

今後の派遣法改正の動向にも注目しつつ、自社において「どのような雇用形態を中心として企業を運営していくべきか」を考えていかなければならない時期に来ていると言えるでしょう。

「新型インフルエンザ」と休業手当・有休等の関係

◆予断を許さない状況

新型インフルエンザについては、「これからピークを迎える」との見方もあり、まったく予断を許さない状況にあります。そんな中、厚生労働省が「新型インフルエンザに関連して労働者を休業させる場合の労

働基準法上の問題に関するQ & A」というものを、ホームページ
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/20.html>)で発表しました。

これは、新型インフルエンザに伴って労働者を休業させる場合における賃金の支払いの必要性の有無等について、同省の見解を示したものであり、大変参考になります。なお、この見解は平成21年9月時点の状況を基にしているため、今後の状況に応じて変更される可能性があるとのこと。

◆5つの「Q & A」

上記ホームページでは、以下の5つの質問に対する見解が掲載されています。いずれのケースについても、場合分けをして「休業手当の支払いが必要なケース」「休業手当の支払いが不要なケース」等が示されています。上記ホームページでご確認ください。

- (1) 労働者が新型インフルエンザに感染したため休業させる場合は、会社は労働基準法第26条に定める休業手当を支払う必要があるか？
- (2) 労働者に発熱などの症状があるため休業させる場合は、会社は休業手当を支払う必要があるか？
- (3) 労働者が感染者と近くで仕事をしていたため休業させる場合は、会社は休業手当を支払う必要があるか？
- (4) 労働者の家族が感染したためその労働者を休業させる場合は、会社は休業手当を支払う必要があるか？
- (5) 新型インフルエンザに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取扱いは、労働基準法上問題はないか？
病気休暇を取得したこととする場合はどうか？

◆万全の準備を！

「新型インフルエンザ」の流行は、企業

の経営にとっては死活問題ともなり得ます。実際に多くの社員が感染してしまったような場合に備え、万全の準備を整えておくことが必要でしょう。

生活を楽しむ人は 循環器病にかかりにくい

◆アクティブでポジティブな男性は 良い結果

厚生労働省の研究班は、「自分は生活を楽しんでいる」と考える男性ほど、心筋梗塞などの循環器病になったり、循環器病が原因で死亡したりするリスクが低くなるとする調査結果を発表しました。この調査結果によると、こうした人はスポーツなどを行って健康的な生活を送っていることに加え、困難な出来事にも前向きに対処できるためにストレスを感じにくいなど、心理的な作用も影響していると考えられるそうです。

研究班によると、循環器疾患や癌疾患の既往歴のない全国の40～69歳の男女8万8,175人を対象として、約12年間の追跡調査を行ったところ、3,523人に循環器疾患の発症が確認されたそうです。

◆循環器病との関係は？

調査開始時点で「自分の生活を楽しんでいるか？」という問いに、高・中・低の3段階で答えてもらい、3グループに分けて循環器病リスクとの関連を調べたところ、男性では、生活を楽しんでいる意識が高いグループに比べ、中程度のグループの発症リスクは1.2倍、低いグループでは1.23倍でした。病気の種類別にみると、脳卒中では1.22倍、虚血性心疾患では1.28倍でした。

次に、循環器疾患による死亡との関係を調べたところ、追跡期間中に全体で1,860人の死亡が確認され、男性で楽しんでいる意識が高いグループと比べて低いグループのリスクは1.61倍も高く、脳卒中について

は 1.75 倍、虚血性心疾患については 1.91 倍高いという結果となりました。

◆男性と女性では異なる結果

生活を楽しんでいる意識の高いグループでは、運動習慣のある人の割合が高く、喫煙者の割合が低いなど、健康的な生活習慣を維持している人が多い傾向が見られました。心理的にポジティブな状態にある人は、困難な出来事に出会っても「なんとかできる」と前向きな考え方ができ、ストレスとなってしまった出来事にうまく対処できるため、心身への悪影響につながらないのではないかと考えられているようです。

ただし、今回の調査では、女性についてはこうした意識とリスクの関連はみられないようです。これは、もともと男性よりもストレスに強いことなどが関係している可能性があると考えられています。「ストレスに対する対処法」や「自覚されたストレスが心身に与える影響」が男女間で異なることもわかっており、男女差に関するメカニズムの解明が待たれます。

企業で導入が広がる

「知的資産経営」

◆「知的資産経営」とは？

経営理念や人材、技能、ブランド、ノウハウといった、数字に表わしにくい無形資産を評価して経営に活かす「知的資産経営」を導入する企業が、中小企業を含め広がってきているようです。

「知的資産」とは、特許やノウハウなどの知的財産だけではなく、さらには組織力、人材、技術、経営理念、顧客とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない、目に見えにくい経営資源の総称です。また、そのような会社の本当の価値や強み（知的資産）をしっかりと把握し、活用することで、業績向上や会社の価値向上に結び付けることを「知的資産経営」と呼んでいます。

厳しい時代に企業が勝ち残っていくためには、差別化を図っていくことが必要です。

差別化の手段は様々ありますが、「知的資産」を活用することにより、他社との差別化を図ることができるだけでなく、企業価値を高めることが可能となるのです。

◆「知的資産経営報告書」で 自社価値をアピール

財務諸表を中心とした評価のみでは、企業の持つ価値がきちんと伝わっていないことがあります。企業の有する人材や技術、ノウハウなどの知的資産や、企業の優位性、取組みなどを「知的資産経営報告書」にまとめ、ステークホルダー（顧客、取引先、金融機関、従業員等）に開示することにより、企業の優れた部分や価値を知らせることができます。

また、報告書を作成することにより自社の内容・価値を正確に伝えることができ、経営方針や行動理念など、会社の向かう方向性を社員に示すことができるため、顧客や金融機関に配付するほか、人材募集や社員教育にも活用されるケースが増えているようです。

◆自治体なども支援

最近では、自治体を中心に報告書作成を支援する動きが広がりつつあります。例えば、近畿地方では、近畿経済産業局や大阪商工会議所、ひょうご産業活性化センターなどが中心となり、ホームページ上での報告書のモデル紹介、報告書を開示している企業一覧表の掲載、質問に答えることにより自社の知的資産経営を評価できるツールの公開、専門家の派遣やセミナーの開催を行っています。

京都府では、2008 年度に「知恵の経営」と題して、知的資産経営の推進を全国の都道府県で初めて打ち出しました。推進役となる「知恵の経営」のナビゲーター育成を開始したり、報告書を作成した企業に年利 1.9%の低利融資が受けられる制度を用意したりするなど、導入支援策を打ち出しています。

これまで見えない魅力であった無形資産を評価して経営に活かすことのできる「知的資産経営」の積極的な導入は、企業業績向上の一助となることでしょう。

1 1月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請の提出 [税務署]

30日

- 個人事業税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
 - 所得税の予定納税額の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
 - 労働保険料の納付<延納第3期分> [郵便局または銀行]
 - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
 - 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [社会保険事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

Q&A 介護保険料について

Q: 主人も私も公的年金から介護保険料を徴収されているのですが、年収が約190万円の主人と30万円に満たない私との保険料の差があまりありません。間違いではないでしょうか。

(70歳代、女性、名古屋市在住)

A: 介護保険の第1号被保険者*¹の保険料は、給付などを予測して、市町村が決定します*²。

該当のケースにおける、平成21年度から23年度までの名古屋市の保険料は下表の通りです*³。

- * 1:65歳以上の人は第1号被保険者、40~64歳の人を第2号被保険者といえます。
- * 2:市町村によって、段階や保険料額が違います。
- * 3:第1号被保険者の保険料は3年ごとに見直されます(第2号被保険者の保険料は毎年見直し)。

<名古屋市の第1被保険者の保険料>

ご主人

(本人が市民税課税)かつ(本人の「合計所得金額」が125万円以上200万円未満)

第6段階・・・49,780円×1.25
=62,230円

奥様

(本人が市民税非課税)かつ(同じ世帯に市民税課税者がいる)かつ(本人の「合計所得金額」と「公的年金等収入額」の合計額が年間80万円以下)

第4段階・・・49,780円×0.83
=41,320円

49,780円は基準額(第5段階の保険料額、年額)

ワンポイントアドバイス：口座振替でお得になるかも！

介護保険料の保険料は通常それぞれの(夫、妻それぞれの)公的年金から徴収されますが(特別徴収)、被保険者の世帯主または配偶者の口座から振替により支払うこともできます。

ご相談のご夫婦の場合、ご主人の収入の方が高いのでご主人の口座から奥さまの保険料を支払えば、**社会保険料控除がご主人に適用になり、所得税や住民税が安くなる**ことがあります。

